入 札 公 告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。 平成20年12月4日

> 支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 真部 朗

1 工事概要

- (1) 工事名 那覇駐屯地(20)食厨増改修等建築工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊 那覇駐屯地内
- (3) 工事内容 陸上自衛隊那覇駐屯地に、食厨増設(鉄筋コンクリート造平 屋建延780㎡)、食厨改修(鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建延 1,386㎡)及び、医務室新設(鉄筋コンクリート造平屋建延42 4㎡、保管庫新設(鉄筋コンクリート造平屋建延12㎡)、受電 所新設(鉄筋コンクリート造平屋建延208㎡)、並びに発電機 室改修(鉄筋コンクリート造平屋建延29㎡)、既設建物解体 5棟(延べ633㎡)を行うものである。
- (4) 工 期 平成22年2月28日まで ただし、医務室新設、保管庫新設については平成21年10月3 1日まで、既設建物撤去については平成21年12月25日までと する。
- (5) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (7) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て 紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定 に該当しない者であること。
- (2) 装備施設本部長又は防衛施設庁長官から建築一式工事に係る一般競争 参加資格の級別の格付けを受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している こと。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申

立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき 再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 再度級別の格付けを受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 装備施設本部長又は防衛施設庁長官が算定した建築一式工事に係る点数(資格審査結果通知書の記3の点数)が990点以上であること。
- (5) 平成5年度以降に、用途が飲食店又は飲食店を含む複合施設で鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建以上で延べ面積約700㎡以上の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、当該実績が地方防衛局及び地方防衛支局(長崎防衛支局を除く。) (以下「地方防衛局等」という。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局(以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の発注した工事で平成13年12月25日以降完成したものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について(通知)」(平成13年12月19日付施本建第220号(CCP))に基づく施工成績評定通知書又は「工事成績評定要領について(通知)」(平成19年7月30日付施本建第134号(CCR))に基づく工事成績評定通知書の評定点合計(以下において単に「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

- (6) 簡易な施工計画が適正であること。
- (7) 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 1級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 平成 5 年度以降に、上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が地方防衛局等(旧防衛施設局等を含む。)の発注 した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明 書に示す点数未満のものを除く。

- ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修 了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (8) 申請書及び技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄 防衛局長(旧那覇防衛施設局長を含む。)から、「工事請負契約等に係る 指名停止等の措置要領について(通達)」(平成6年8月31日付施本第16 05号(CCP)。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受 けていないこと。
- (9) 沖縄防衛局(旧那覇防衛施設局を含む。)が発注した建築一式工事の うち、平成17年度以降平成19年度までに完成・引渡しが完了した工事の 施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65

点以上であること。

- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者(受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員)と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の 構成員である場合を除く。詳細は入札説明書参照)。
- (12) 沖縄防衛局の管轄区域(沖縄県)内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13)暴力団関係業者の排除
 - ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係 業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当 該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- 3 総合評価に関する事項
 - (1) 評価項目

本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受付け、ア~エと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

- ア 企業の技術力(簡易な施工計画等)
- イ 企業の信頼性・社会性
- ウ 施工体制
- エ その他(ペナルティー)
- (2) 落札者の決定方法
 - ア 入札参加者は、次の各要件に該当する者のうち、「価格」、「企業の技術力(簡易な施工計画等)」、「企業の信頼性・社会性」、「施工体制」及び「その他(ペナルティー)」をもって、下記(3)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)を 下回らないこと。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により 技術評価点が標準点(100点)を下回る場合は、落札者の対象外と する。

- イ 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者 にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 総合評価の方法

ア 標準点

要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ 加算点

技術資料の内容に応じ、上記(1)のア、イ及び工の評価項目毎に評価を行い、最高点数30点の加算点を与える。

加算点の算出方法は、評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」が、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に30点の加算点を与る。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として与える。

ウ 施工体制評価点

「施工体制評価点」は上記(1)ウの項目について最高30点の評価点を与る。

ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合、若しくは、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

- エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評点」の合計 を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
- (4) 上記(1)ア~エの評価項目の詳細は入札説明書による。
- (5) その他

技術提案については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、1工事最大10点減ずる。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課

電話 098 - 921 - 8131(内線156)

(2) 入札説明書の交付期間、交付申込先等

交付期間 平成20年12月4日から平成21年2月3日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)。

ア ダウンロードシステムによる交付

交付場所: 「電子入札システム」ホームページより提供する。

http://www.mod-eboc.go.jp

交付方法: すべて電子データで交付を行う。

文書類 PDF (Acrobat8形式以下) 申請書類 一太郎 (Ver2007形式以下) Microsoft Word(2003形式以下)

使用条件: ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用 規則に同意すること。

イ 印刷物による交付

やむを得ず印刷物による交付を希望する場合は、印刷物による交付を希望する旨の申込書(書式自由、業務名等、郵便番号、住所、商号又は名称(押印済みのもの)、電話番号、担当者氏名記載のもの。)を上記(1)に示す担当部局へ持参すること。ただし、交付期間のうち、行政機関の休日及び、正午から午後1時までの間を除いた毎日、午前9時から午後5時までとする。

また、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)による交付を希望する場合は、申込書と着払いのラベル(申込者の住所・氏名を記載)を同封し、上記(1)に示す担当部局へ送付すること。

なお、印刷物による交付については貸与とし、開札日から14日 以内に返却するものとする。(郵送等による場合は期限内必着)

- ウ その他: 交付に当たっては、上記2(2)に掲げる競争参加資格の級 別の格付けを受けている者又は開札日までに当該資格の取得 見込者を対象とする。
- (3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期間 平成20年12月4日から平成20年12月15日まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前8時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後6時まで。平成20年12月15日は午後3時まで。 紙入札方式による場合は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。

平成20年12月15日は午後3時まで。

- イ 提出場所 上記4(1) に同じ
- ウ 提出方法 電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、申請書 及び技術資料が3MBを超える場合の提出方法等については、 入札説明書による。紙入札方式による場合は、郵送等又は持 参すること。
- (4) 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期間 電子入札システムによる入札の場合は、平成21年1月28日 から平成21年1月30日までの毎日、**午前8時から午後10時ま** で。紙による入札の場合は、午前9時から午後5時まで(正 午から午後1時までの間を除く。)。ただし、平成21年1月3

0日は午後3時まで。

- イ 提出場所 紙による入札の場合は、沖縄防衛局総務部契約課とする。
- ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による 入札の場合は、持参すること。(郵送等による提出は認めない。)
- (5) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 平成21年2月4日 午前9時30分
 - イ 開札場所 沖縄防衛局入札室

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付するものとする。 この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。
- (3) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負 代金額の10分の2以内とする。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請 書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件 に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 落札者は、上記3に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照。)
- (7) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、 配置予定技術者の変更を認めない。

- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 施工体制の確認のためのヒアリングを行う。
- (10) 本工事において、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行

- った者がいる場合は、調査を行うものとする。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付けを受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者も上記 4 (3) により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付けを受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は、入札説明書による。